改正後	改正前	備考
（次長） **第一条**　福島地方環境事務所に次長一人を置く。 2　次長は、地方環境事務所長を助け、地方環境事務所の事務を整理する。 （保全統括官） **第二条**　（略） （削る） （地方環境事務所に置く部） **第三条**　地方環境事務所に、次に掲げる部を置く（福島地方環境事務所に限る。）。 総務部 環境再生・廃棄物対策部 中間貯蔵部 2　環境再生・廃棄物対策部長及び中間貯蔵部長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。 （総務部の所掌事務） **第四条**　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　機密に関すること。 二　人事並びに教養及び訓練に関すること。 三　所長の官印及び所印の保管に関すること。 四　機構及び定員に関すること。	（新設） （保全統括官） **第一条**　（略） （首席調整官及び調整官） **第一条の二**　福島地方環境事務所に首席調整官一人及び調整官六人を置く。 2　首席調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、並びに調整官の行う職務を統括する。 3　調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。 （新設）	一・二　（略） 2　（略） （新設）
3　（略）		一・二　（略）

附　則

この省令は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○環境省令第四号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第二項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　環境大臣　中川　雅治

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

（傍線部分は改正部分）

○地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）（抄）